

議会活動の在り方検討特別委員会記録

招集（開催）年月日	令和2年6月12日（金）	
招集（開催）場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席議員	田中克美委員長、寺垣智章副委員長、橋本恒委員、升井祐子委員、森田洋子委員、吉田保雄委員、杉村宏委員、宮本純一委員、川口耕司委員、澤治樹委員、柳正敏委員（副議長）	
欠席議員	なし	
議長の出席	あり（足立義明議長）	
職務出席者	鈴木浩次議会事務局長、中島理恵書記	
傍聴者	なし	
開会	午後1時00分	
記録者	議会事務局 鈴木浩次	
審査事項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
1. 開会	田中委員長	<p>議会活動の在り方検討特別委員会を開会する。</p> <p>今日の特別委員会は、私の目途として1時間以内に終わりたい。前回4月13日は、葉山町や会津若松市の活動領域を参考にしながら、領域A・B、領域Cまで議論した。あとで説明するが、私のほうから配付しているものは、Cの議論を踏まえて、領域A・Bと領域C1・C2の関係を、会津若松氏のイメージ図を参考に付け加えたものだ。事前に副委員長と局長の3人で打合せをし、その後いろいろ考えて右側部分を加えている。13日の委員会の議論を引き継いで、今日議論をして、今日私が提出したレジュメに5まであるけれど、5の領域Xまで進みたい。</p> <p>その上で前回最後のところで皆さんに、一人一人の議員活動の自己チェック作業を、それぞれでもらう話をしたけれど、それはこれが終わった後で、次回でどういうものをするかということ、皆さんと相談して確認した上でやりたいと思う。</p> <p>今日は、局長に作ってもらった日程の協議事項（1）の領域C及び領域Xであるが、具体的には私が提出したレジュメの1から5までになる。1と2は、前回出された疑問に対して、局長が調べた内容を報告してもらう。その後の3は、私が手書きで作った図で整理したい。広報活動については、前回、杉村委員から意見があったけれど、副委員長、局長との打ち合わせでは議論していなかった。そのあと考える中で、広報活動の位置づけを議論したほうがいいと思って、ここに提起してみたので、これを参考に議論したいと思う。最後に領域X。我々岩美町議会の議員活動として、領域Xに当たる部分は何なのかということを確認したいと思う。このように進めたいと思うが、よろしいか。</p>
		（「はい」の声）
	田中委員長	それでは、ご協力よろしくをお願いします。
2. あいさつ	田中委員長	議長、あいさつをお願いします。

	足立議長	いや、進めてほしい。
3. 協議事項	田中委員長	それでは、協議事項を進める。
(1) 領域 C 及び領域 X について ①、②	田中委員長	協議事項（1）領域 C 及び領域 X について。 最初に「提出された疑問 1、2」について、レジュメに書いた私の表現が適切かどうかということはあるが、だいたい意味は分かると思う。1 と 2 は関連するところがあると思うので、まとめてしてもいい。 局長、よろしく願います。
	鈴木議会事務局長	疑問 1 で、「全員協議会や委員会を外部に出て活動する場合、必ず議員派遣、委員派遣の手続きが必要か」ということと、疑問 2 は、「議会棟でなければ会議はできない規定があるか」ということである。 県の議長会にも確認をしたので、結果を報告する。 まず、全員協議会とか委員会、議会にしてもそうであるが、会議を開く場所については、会議規則のほうには、議会の場合、「議員は、招集の当日開議定刻前の議場に参集し」と議場に参集することや議席も定められている。議会は会議を行うもので、その発言内容を記録される必要がある。会議をきちんと運営できる環境を整備しておく必要がある。その場所は、今、居るここは全員協議会室であるし、本会議は議場で行っているが、今回、コロナの影響でこれまで委員会室でやっていた委員会を全員協議会室でやったり、全員協議会室でやっていたものを議場でやったりということをしている。それは、参集する場所を決めていけば問題ないということである。本会議場でも十分なスペースが確保できないということであれば、例えば中央公民館のホールのような広いスペースで会議録をとれる体制を整えて会議を開くことは可能だということである。実際に、このたびのコロナの関係で、本会議場ではなく市民会館のようところで議会を開いている自治体もあるように聞いている。 その会議の場所から離れて現場を確認することになると、会議の形を保つことが基本的にはできないと思う。基本的に、現物を外へ見に出ることは、やはり派遣ということになる。委員会では委員派遣の手続きがあるが、全員協議会では派遣の手続きがない。全員協議会で現場を見に行くことになると、これには議員派遣の手続きが必要になると、議長会の回答があった。議会の会期中であれば、本会議を開いて議員派遣の手続きを行い、現場に出ることができる。閉会中に現場に出る必要が生じたときは、急いで決めるため議長の決定で現場に出ることができる。 以上で、私からの報告を終わる。
	田中委員長	疑問は、1 と 2 と分けて書いたが、報告にあったように関連もあるし重複もあるので、合わせて報告してもらった。 確認していただけたか。このことについてはよろしいか。
		（「はい」の声）
	田中委員長	これまでは、実際には必要な手続きをとらないで活動していた面もある。今後は、いま説明があったように、事務局が議長会に確認

		された規範に基づいて進めていけたらと思う。
	足立議長	ちょっと、よろしいか。局長が紹介したものに該当しないような事例が、私の経験で1回だけある。旧庁舎の時に、台風で雨漏りがしだして、はじめは傘をさしていたが、耐えられなくて場所を変えたことがある。そういう緊急時は別なのか。
	鈴木議会事務局 局長	会議を開く場所は、招集される皆さんが承知する場所で開かれれば、問題はない。通常使っている部屋で都合が悪いということであれば、適当な部屋に移ることは可能だ。庁舎内の部屋で間に合わない場合は、庁舎外の中央公民館の部屋を使うことも可能だ。
	田中委員長	本会議の議決を要するものではなくて、会議の構成員で合意して行えばいいということか。
	鈴木議会事務局 局長	はい。議長が参集場所をきちんと皆さんに周知して、そこに集まって行えばいい。
	足立議長	了解した。
	田中委員長	では、今後はそのようにきちんと運用していきたい。
③	田中委員長	次に、3の領域A・Bと領域C1・C2の関係の整理にうつる。 私の手書きのものだ。もう一つ、4月13日に提供したものをコピーしてお配りしているが、その右下に3とページ番号を振っている「図1イメージ」を模している。領域AとB、要するに議会の会議を前提に、最初の矢印は両方とも「会議に直接的に付随する」ということを私が焦って書き忘れていた。そして、領域C1から下に矢印が伸びているのがC1に付随する活動で、領域A・Bの関係で言うと、「間接的に」ということになる。 手書きでないほうの分は、質問原稿作成うんぬんが例にあるが、よく考えると議会の会議には審議の対象が議案として出たり、報告書として出たり、Bの会議の場合は、調整・協議とかのための資料などが出てくる。それをきちんと読み込んで理解して、必要なら踏み込んだ研究をして臨むことが求められる。それは質問や質疑の原稿を書くこととは別の話なので、これを分けて領域C1を書いた方が理解しやすいと思って、このように分けて手書きをした。 左側の領域C1が、会津若松のものは例として質問原稿作成になっているけれど、それがメモであるか、論文のような原稿になるか別として、質問の原稿でもあるし、質疑の原稿でもあるし、もちろん討論もあるので、「質疑・質問・討論原稿作成」、そのための、これは我々で言えば主に役場への確認や聞き取りだと思うけれど「必要な確認・聞き取り」。右側の領域C1が「議案など及び協議事項などの精読や研究」と、そのための提案者、これは執行部であればそうだし、議員発議であればその提案者への事項確認が直接的に領域A・Bの会議に直接的に付随する活動だ。 下の大きい枠は領域C2だが、領域C1のための、場合によれば文献を読むこともあるであろうし、資料を読むことや調査研究。町道認定などは現地に行って現場を確認することもある。 領域C1との関係では直接的な活動というような活動が領域C2の活動になって、A・Bとの関係では、C2は会津若松市のイメー

		<p>ジ図で言うと間接的な関係、間接的に付随する活動ということになる。</p> <p>いずれにしても、大前提は領域A・Bの議会の会議のための直接的な活動であったり、それに付随する事前の調査などの間接的な活動という捉え方を全体としてするということだと思う。私の感触では、たぶん町民の皆さんに理解してもらうときには、この範囲かなということが一つある。</p> <p>後で自己チェックする場合、得意分野は特別に調べたりしないでいいかもしれないけれど、初めて議員になった人だと、すべてを調べることになるだろうし、私のような立場になれば覚えていないこともたくさんあるから、念のためおさらいすることも含めて、それぞれ必要な時間の長短の差はあるけれど、最終的には平均を出すしかないから、議会の会議に関わる我々議員としての活動が領域A、B、C1、C2だというふうに捉えていただければなど。今言ったことが、これまでの議論やほかの議会の報告書などを見て、現時点で整理できることかなと思って、こういう整理をした。</p> <p>これとは別に、4の広報活動は別の位置づけになるので、あらためて次で議論したい。</p> <p>したがって、会津若松市の「図1イメージ」の「領域A・B」から直接領域C2に矢印が伸びているが、私のイメージから消えてしまったので、私の手書きのものには落としてしまった。私の意図は、だいたい分かっていたか。</p>
		(無言)
	田中委員長	皆さんご自身の活動を振り返って、感覚的にどんな感じだろうか。
	寺垣副委員長	<p>この前の委員長と副委員長の打ち合わせの中で、私も思っていたことがあったので、局長と委員長にいろいろ訊ねたことがあった。私が普段の活動の中でこんなことがあるなと思い浮かべて、局長や委員長にこれはどうかと尋ねた。</p> <p>例えば「寺垣、ちょっと来い」と言われて「何でこんなことになっているか」と言われた時に、「これは、こう、こう、こうで、こういうふうに議決したので、こうなっている」とか、町民に事実関係を説明して理解してもらう活動はどうかと尋ねた。それは、直接的にも間接的にも領域A・Bには付随しないということだ。</p> <p>この前、局長はどう言ったかな。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>私の個人的な考えを言うことになると思う。</p> <p>領域A・Bには、基本的に議題がある。その議題に対してご自身の意見を表明するために、その議題の背景を把握する必要があると思う。それを具体的に把握する活動として、この場合は領域C2という現地調査とか調査研究の活動が出てくると思う。その結果を会議でご自身の意見として表明するための原稿や議論の組み立てを作ることが領域C1になると思う。たぶん、そのようなことを言ったと思う。</p> <p>議員ということで、住民からいろいろな話をいただくことがあると思うけれど、それは、政治家として声がかかって、それについて</p>

		動いてほしいということもあると思う。その部分は領域A・Bに関わることではなくて、それをきっかけに一般質問で質してみようとなったときに初めて領域Cになってくるというようなことを言ったと思う。
	寺垣副委員長	この前、そういうことを、話をしたと思う。皆さんにはないだろうか。この前、岩井地区の清掃活動があって、公園の掃除に出た時に、持続化給付金の関係で「俺にも10万円の補助金が出るだろうな」と言われて、「いや、国の給付金がもらえない人には出ない」と話をした。「何で出ないのか」と言われ、「だって、50%減ってないでしょ。まず苦しい人が初めでしょ。」というような話をした。そういうことが、普通に歩いていてもあると思うけれど、それは領域A・Bには直接的にも間接的にも係らないということだった。
	田中委員長	領域でいうと、それはXだろうということだ。 領域Xで、公務性を認めるか認めないかは別の判断があるけれど、領域としてはXだろうという議論をしたということだ。
	柳委員	領域AとBは純然たる会議だ。私は当初、議員たるものは、24時間365日議員活動だと誇張して言った。議員活動を線引きするに当たっては、常識、良識だ。地域に出てあいさつしながらいろいろな情報が出てくるけれど、それはさすがに議員活動として認められるはずがないだろう。この程度のことは、早く決着を付けよう。
	田中委員長	そうしたい。
	柳委員	本当に。本会議に向けて資料を熟読して、それに対するの質疑を考えるのは、当然議員活動で、住民もきちんと認めてくれる範囲だと思う。ここに会している皆さんも既に認識されていると思う。次のステップに進もう。普通の良識、常識で考えれば。これまでの協議の中で、議員活動の線引きが難しいと言いつつも、どの辺りで線引きすべきか、もうお分かりだと思う。
	田中委員長	そうだろうとは思っているけれど、そういうこともあって、手書きのものを作った。町民の皆さんに「こういうふうに考えている」「我々はこういう理解でいる」と説明して、全員かどうかは別として、理解、納得してもらえないのではないかと考えている。議員として、議員らしい活動と言えればそういうことだ。 皆さんから特になければ、今の時点、こういう整理でいきたい。
④	田中委員長	次の4で、私はあえて「“領域Cに関わって”議員による広報活動をどう位置付けるか」と書いた。なぜ“領域Cに関わって”としたかという、皆さんにお渡ししたコピーの最初の部分に、これは会津若松市議会が市民に説明するときに配った資料で、真ん中に縦軸と横軸で4つに分けている図表があって、領域Xの右側のほうに「広報活動」というのがある。これがCとXにまたがっている。 前回の議論の中で、杉村委員から広報活動について話があった。我々としても、領域AとBの会議に直接的にも間接的にも関わる話ではないけれど、広報活動をどういうふうに議員の活動として捉えたらいいのかを考えるヒントがないかと、いろいろ調べたがこうい

		<p>うことを調査しているところがない。早稲田大学のマニフェスト研究所のデータも見たがなかった。三重県議会がアンケート調査をしていて、細かいものではないが、議員を選ぶ時に何を参考にするかとの問いに対して、選挙広報紙とかいろいろある中で、議員個人の議会報告や広報紙は7点何パーセントだった。三重県議会議員の何人が広報紙を出しているか知らないけれど、私が実際に配っている反応からすると、その議員に関心を持っていたり、支持していたりする人たちなら、それを参考にして選ぶのではないかと私は感じた。7%ということは、全員が全員出しているものではないだろう。7%は大きくない数字に見えるけれど、仮に発行する人が増えれば、7%のパーセンテージはもっと上がるのではないかというのが実感だ。</p> <p>個人の立場で出しているけれど、それでも、議会報告やあなたの活動報告をしてほしいという声を結構聴く。それを考えると、7%という三重県議会の調査結果の数字だけでこれは大したことないと思う。</p> <p>報酬とは関係ないが、政務活動費の中で広報活動も対象になっている。であれば、岩美町議会として、議会だよりではなくて議員による広報活動を、議会に関わる議員の活動として位置付けることができるのではないかと、むしろ積極的に位置づけるべきだと思う。議会に対する町民の関心を高め、理解を高めていくということからも、そう考えたほうがいいのではないかと思った。</p> <p>そこで、領域A・Bの会議に関わる活動とは性質が違うが、全体としては領域Xではなくて領域Cとして我々は位置付けたらどうかと思っている。これを皆さんに問題提起したい。どうだろうか。</p> <p>これをやっていくと、さっきの副委員長の話からすると、聞かれる回数が増えてくるかもしれない。</p> <p>議員の活動に対する講演会などの講演内容をネットで二つほど読んでみたけれど、どちらにも広報活動について書いていない。</p> <p>いつか言ったけれど、報酬のこと、活動の在り方ということから言って、今期の議会や議員の活動についてだけではなくて、先の時期の議員の活動、議会活動の在り方も見通して、ある意味期待値のようなものも出てくると思う。報酬ということでは、期待値も含めてやらないと、数字が大きくなれないと思う。決してそのために広報活動を入れるということではない。</p> <p>広報活動の位置づけについて、意見がほしい。杉村委員。</p>
	杉村委員	<p>前回と同じことしか言えない。選挙の時だけではなくて、私の考え方としては、自分の考え方を訴えて、議場なり、いろんなところで活動して、それを広報して、広報したことに対する意見を結構いただいて、その意見を踏まえた上で、またここで言う領域A・Bの本会議や委員会で活動する。そういうサイクルがなければ、私の政治活動はできないということを言っている。</p>
	田中委員長	森田委員。
	森田委員	このたび、私自身も2年間の議会活動の通信誌というかチラシを

		<p>作って、全戸ではないけれど配って広報をしている。町民から何をやったか、通信誌などで教えてほしいという声があって、もっと早い時点で出さないといけなかったと思う。配布すれば「読んだよ」「もっと頑張る」という声をいただける。やはり広報は半年に1回出せたらいいけど、定期的に出していくべきだなと実感した。このことは賛成というか、やっていくべきだと思う。</p>
	田中委員長	<p>集落や地区の集会などで、報告を求められることがあると思う。もちろん、さっきの話のように個人的に聞かれることもあるけれど、別に地域の役員会に限らず、こちらから企画するというのも考えられる。杉村委員が言われたように、議員の活動にも良いサイクルになる。町民の議会や町行政に対する関心や理解を広げていく、深めていくことから言えば、それなりの役割や意味を持つてくると思う。やる人や、やる機会が増えれば、もっと相乗的になると思う。そういうことも含んで広報活動というものを積極的に我々議会としては、先のことも見越して位置付けていくことが大事なことだと思う。</p>
	柳委員	<p>今は、領域Cについての議題の中だ。これがなぜ半々になっているかという、私の考えだが、例えば岩美町議会は適用していないけれど、政務活動費の支出対象を分析すると、純粋に議員活動としてはいいが、でも政党活動には支出を認められない。政党員からすると、政党活動も広報は広報だ。だから半々に案分されているのはそういう理由だと思う。ただし、議会全体としての活動も含めて自らの広報活動を積極的に行うことは常識で、これからもやっていけばいいと思う。この半々にかかっているのは、支出対象として政務活動費だからだと思う。ただし、支出対象だけにとられることなく、住民に周知やPRを含めて積極的な広報活動をするのは当たり前で、どしどしやるべきだ。</p> <p>あえて広報活動をCの領域にすべきというように限定しなくていいと思う。</p>
	田中委員長	<p>領域CとXの分け方について、前提として選挙活動・政党活動は領域Xに入っていない。</p>
	柳議員	<p>いまは議員活動の定義を議論しており、活動の範囲としてXは対象外ということだ。対象外としての広報も、政務活動費を認められる点があるから、領域Cにすべて入れなくてもいいのではないかな。ただし、できる限りの広報・周知はするべきだ。</p>
	田中委員長	<p>できる限り広報するべきということが言いたいのではなく、町民の皆さんに広報が議員活動なんだということを理解してもらい認識してもらいたいの、積極的に議員個人による広報活動を位置づけたほうがいいのではないかと考えている。</p> <p>これについては、今回は保留にして、次回に意見を伺いたい。</p>
⑤	田中委員長	<p>領域Xだけれど、資料3枚目の図2は、会津若松市議会のもので、それを引き継いだ葉山町議会も同じだが、住民要望や住民相談からいろんなものを受けたら、それを議員の活動として公務性を認めるかどうかだ。</p>

		<p>それには条件があって、その条件は下の矢印の流れで、このサイクルを議員それぞれが議会の活動のサイクルとして、会津若松も葉山も位置付けているという前提がある。だから住民の要望活動や相談活動が、議員活動として公務性を後付けすることができるのは、このサイクルがあるからだ。</p> <p>岩美町議会はそういうものを作っていないので、我々がこういうもので公務性を後付けすることは無理だと思う。この資料で二つに分けられている領域Xの中の相談うんぬんというのは、そういう範囲で公務性が付与されることになるので、この先どういう活動になるかは別として、岩美町議会では今のところ当てはまらない。</p> <p>葉山でも会津若松でも領域Xに当たると言っているのは、言い換えれば町主催の行事への出席について、議会の構成員たる議員が、行政が主催・共催する公の行事に出席するから公務性があるという理解だ。我々岩美町議会では、この範囲のものが報酬を考える場合の範囲に加えられる。それしかないだろうと思う。そこについてはどうだろうか。</p>
	橋本議員	町主催の行事への出席と同程度ということだ。地区から町議会議員として案内をいただくことがよくあって、それに対しての公務性というところが、かなり疑問が出てくると思う。その場合は、公務性には当たらないという理解か。
	田中委員長	当たらない。
	橋本議員	例えば、地区主催の行事において、町長などにも同じ案内を出されることが多々あると思う。それに対して町長が出席される場合は公務性があるのか、あるいはないのか。局長に聞きたい。
	鈴木議会事務局長	微妙なところもあるかもしれないが、基本的には町のトップに対しての案内だと思う。公務性を認めているから公用車で移動しているということもある。
	杉村議員	我々議員も町長も、勤務時間に定めがあるわけではないし、特別公務員という立場で、その点は同じだと思う。例えば浦富自治会に町長が呼ばれて参加すれば公務で、同じように杉村も呼ばれて参加しても、それは公務ではないということについては納得できない。
	鈴木議会事務局長	そこは政治的な部分もあって微妙なところがあると言った。町長自身が公務として判断して、公用車で出席していると思う。
	柳委員(副議長)	<p>Xの部分については、一番難しいところで、もう少し柔軟に対応すると同時に、厳格な線引きが必要になってくる。本来ならば、24時間365日議員として活動していると思っている。ただし、報酬の算定についてはある程度線引きが必要だということで、こういう会議を持っている。</p> <p>報酬に関わるということで限定すれば、それでもグレーゾーンがどうしてもできると思うが、どこかである程度皆さんが共通の認識として可能なラインを作らなければいけない。少し柔らかく、しかし微妙なところがあるので慎重に協議しなければいけない。</p> <p>杉村委員や橋本委員が言われるように、議員であるが故に出席要請があって、議員からすればそれは公務だ。しかし、地区の運動会</p>

		<p>や敬老会に出席しても、それを住民が公務とみなしてくれるか、くれないかは、住民の判断も含めて検討していかないと。町長の場合は住民が100人いたら99人は公務と見る。悲しいかな我々議員は地区の行事に出席しても、住民の3割は「公務だな、議員さん大変だな」と言ってくれるけど、あと7割は仕方がない。それだけ住民の目線を含めて考えなければいけない大変難しい議論だと思う。</p> <p>我々としては町長と同様に公務だと思うけれど、地区住民がどう思うかも改めて考えなければいけない。良識、常識も入れながら一定の線引きをして、共通の認識にすると委員長も言われた。</p>
	田中委員長	<p>おそらく微妙な部分がさまざまな場面であると思う。議員は12人いるけれど、町長は一人しかいないので、町行政の代表として公務性を認めやすい。議長でも、議長としての案内と、地区の議員としての案内では違うと思う。執行機関と議事機関とあるが、その機関の代表として、案内するほうがその認識になっていると思う。</p>
	柳委員	<p>議員には「ちょっと来い」と言われるが、町長に「ちょっと来い」と言う人はいない。我々は誠意をもってそれぞれの会に出席させていただいている。議員活動として認めてもらいたいと思うけれど、そこはしっかりと考えなければいけない。</p>
	田中委員	<p>小田地区の敬老会は、昔は、議員は来賓扱いで、あいさつをさせられていた。私は「地区自治会の役員の人だから、来賓扱いするのはおかしい」と言って、あいさつもやめた。</p> <p>行政代表の町長とは、重みと言えば語弊があるが、町民の受け止め方が違う。線引きは、我々がするしかない。</p>
	柳委員	<p>悩ましい。行政のトップ・代表を招待するのと、議会という機関の一議員に声をかけるのでは、住民の見方としては、そういうことになってくるのではなかろうかと想定が付く。</p>
(2)その他	田中委員長	<p>そういうことも想定しながら、我々自身が線引きをするということだ。</p> <p>次回は、広報の件と今の地元事業への参加の考え方を改めて提起して、決着をつけたい。その上で皆さんに自己チェックの作業をお願いしたい。次回の開催日はいつが良いか。</p>
	柳委員長	<p>正副委員長と議長が相談して決めてほしい。</p>
	田中委員長	<p>では、そのようにさせてもらう。</p> <p>次回は、さきほど言ったような心づもりでお願いしたい。</p>
4. 閉会	田中委員長	<p>では、以上で議会活動の在り方検討特別委員会を終わる。</p>
		閉会 午後2時05分

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会
議会活動の在り方検討特別委員長